

特定行為研修修了者が地域で 活躍できるための取り組み

質の高いサービスを
ゆるぎない理念とともに



社会福祉法人聖隷福祉事業団
法人本部人事企画部
中山久実



社会福祉法人
聖隷福祉事業団

SEIREI SOCIAL WELFARE COMMUNITY

法人名 社会福祉法人 聖隷福祉事業事業団
 創立 1930年(昭和5年)
 基本理念 キリスト教精神に基づく「隣人愛」
 法人本部 静岡県浜松市中区元城町218番地26



事業内容

- 病院・診療所
- 保健事業
- 特別養護老人ホーム
- 保育所・こども園
- 障がい福祉サービス
- 訪問看護事業
- デイサービスセンター
- ケアプランセンター
- 有料老人ホーム 等



1都7県で213施設・518事業を展開

※2023年4月現在

病院 7 【2983床】
診療所:6施設

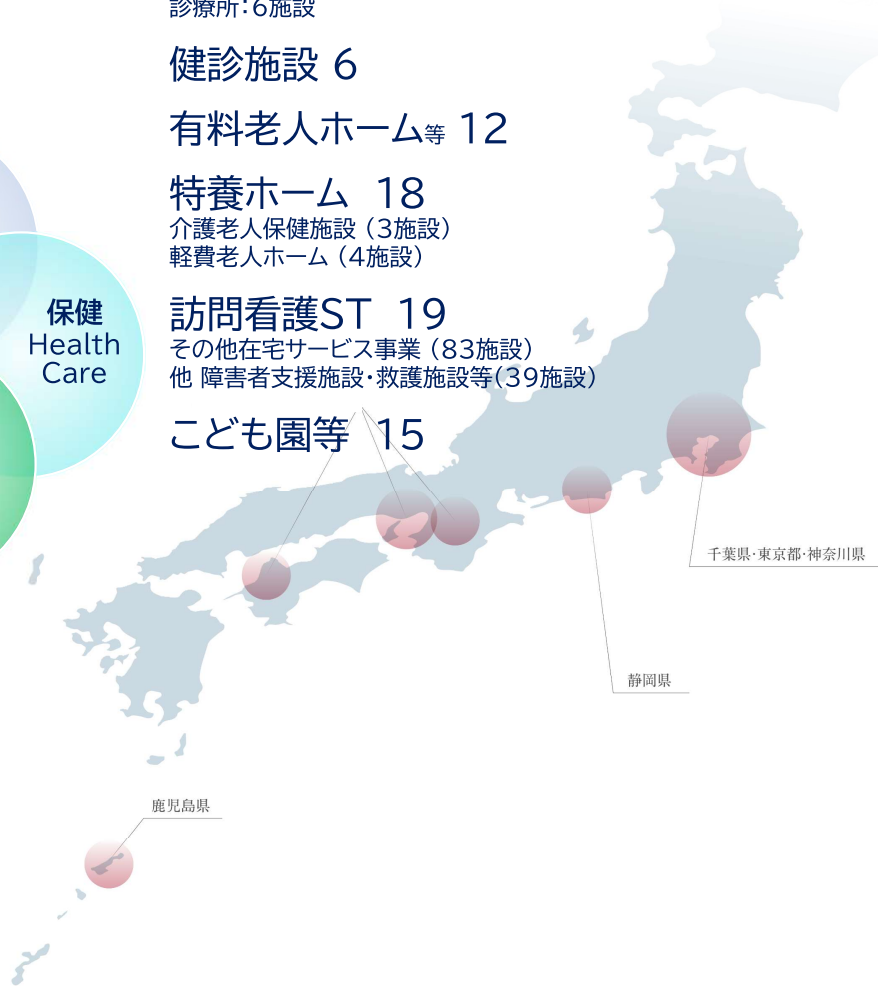
健診施設 6

有料老人ホーム等 12

特養ホーム 18
介護老人保健施設(3施設)
軽費老人ホーム(4施設)

訪問看護ST 19
その他在宅サービス事業(83施設)
他 障害者支援施設・救護施設等(39施設)

こども園等 15



特定行為研修修了者が地域で活躍するための課題

1

訪問看護師が特定行為研修を受講するのが難しい

スタッフ数が少ない事業所ほど実習などの日程調整が困難

2

訪問看護師が特定行為研修を修了した後、地域で活躍するためのしくみが確立していない

- 1) 特定行為研修修了者の活用方法・活用メリットが周知されていない
- 2) 地域で特定行為を行うにあたっての様々なハードルの存在
 - (1) 手順書発行まで
 - ・ 医師・患者・看護師の理解
 - ・ 診療材料の払い出し等の調整
 - (2) 手順書発行後
 - ・ 緊急時対応
 - ・ 医師との連携

3

在宅で特定行為を必要とする患者・利用者を把握するための医療機関との連携

- 1) 退院調整時に修了者を組み込むしくみ
- 2) 定期的に通院している方が在宅療養に切り替えるタイミングで特定行為研修修了者につなげるしくみ

研修機関としての取り組み 看護師が受講しやすい研修づくり

1 選べる研修スケジュール

①共通科目6か月＋区分別科目6か月 ②共通科目11か月＋区分別科目6か月

2 実習協力は地域のクリニックにも依頼

実習から関わる ▶ 特定行為に対する理解が深まる ▶ その後もご活用いただく

3 地域の活動と近い環境での実習環境づくり

介護施設や訪問看護S Tの利用者の方で実習が可能になるような調整

4 利用者・指導医・施設スタッフに負担をかけない在宅領域の実習体制整備

特定行為研修修了者を在宅領域の実習指導者として配置

研修機関のスタッフが同行

医師が少ない在宅領域の実習をフォロー

実習が利用者・入所者・施設スタッフ等に負担にならないように調整

5 訪問看護師の実習が滞りなく進むための支援

訪問看護師の業務スケジュールに合わせたタイムリーな実習調整

聖隷福祉事業団としての取り組み

在宅領域における特定行為研修修了者の実践のためのしくみづくり

1

訪問看護での安全な特定行為実践の環境づくり

- 1) 特定行為研修修了者を配置
 - ・ 特定行為実施時に必要であれば同行してOJTできる体制を整備
- 2) 活動開始に伴い発生する検討事項を共有

2

在宅領域における特定行為の活用方法と活用メリットの周知

- 1) 浜松医師会、浜北医師会
- 2) 浜松市内の総合病院、回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟を持つ病院の退院調整を行う部署の看護師、看護部長
- 3) 浜松市介護支援専門員連絡協議会役員会
- 4) 事業団内の介護支援専門員
- 5) 開業医

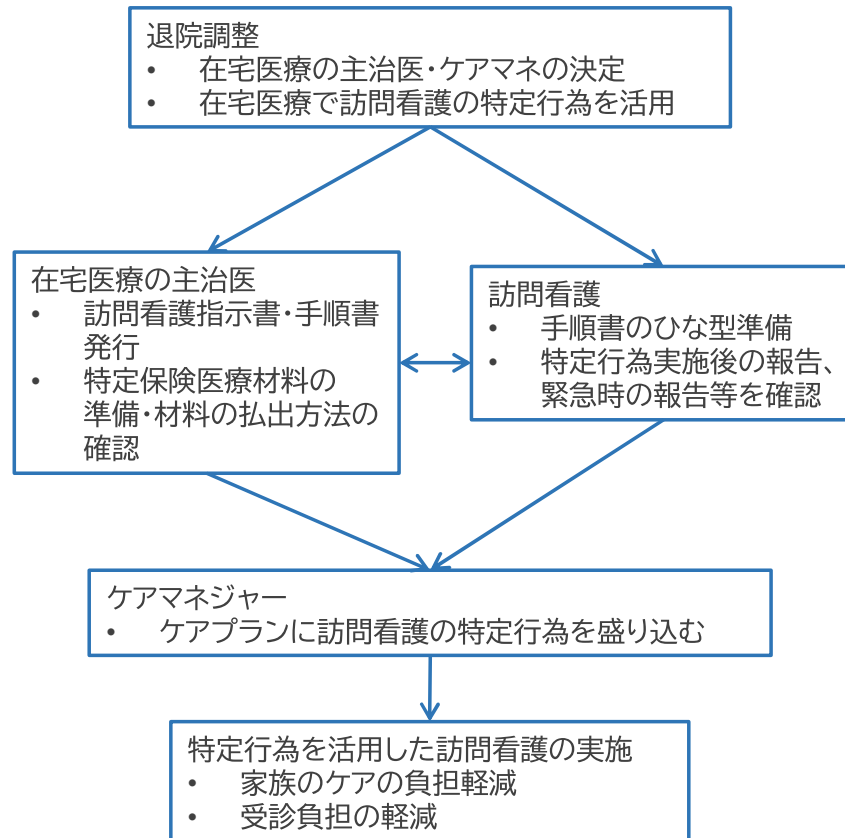
3

医療機関との連携

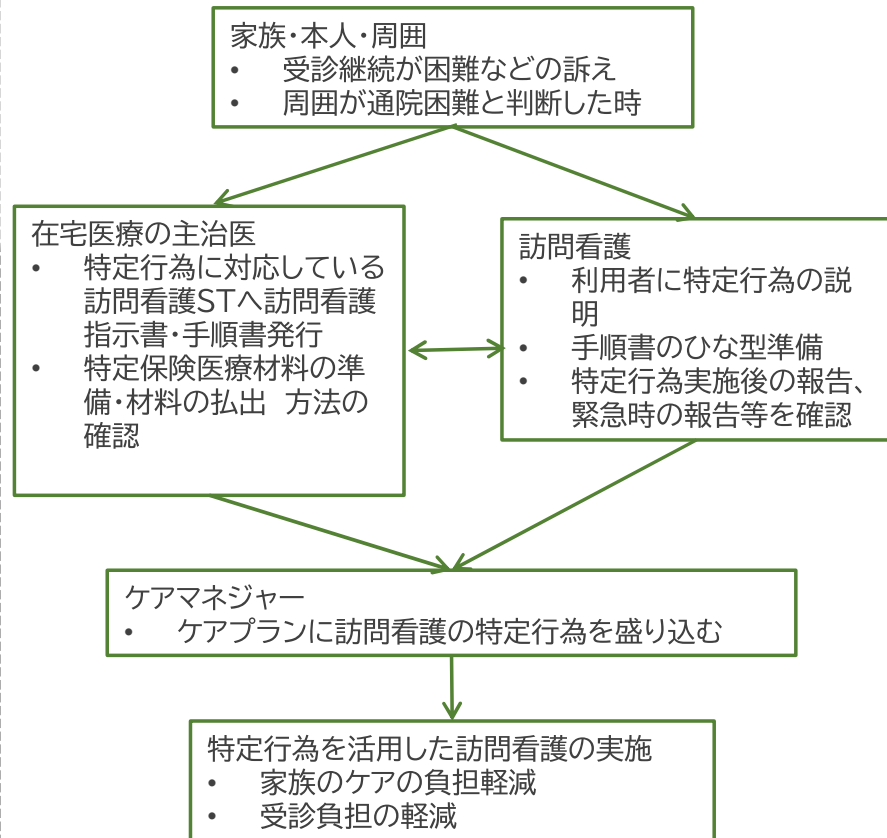
- 1) 入院患者の退院調整
- 2) 外来患者の在宅療養支援

在宅領域で特定行為研修修了者を活用するポイント

入院治療から退院後の在宅医療に移行



外来受診継続困難から在宅医療への移行 重症度の高い患者の複数のSTの活用など



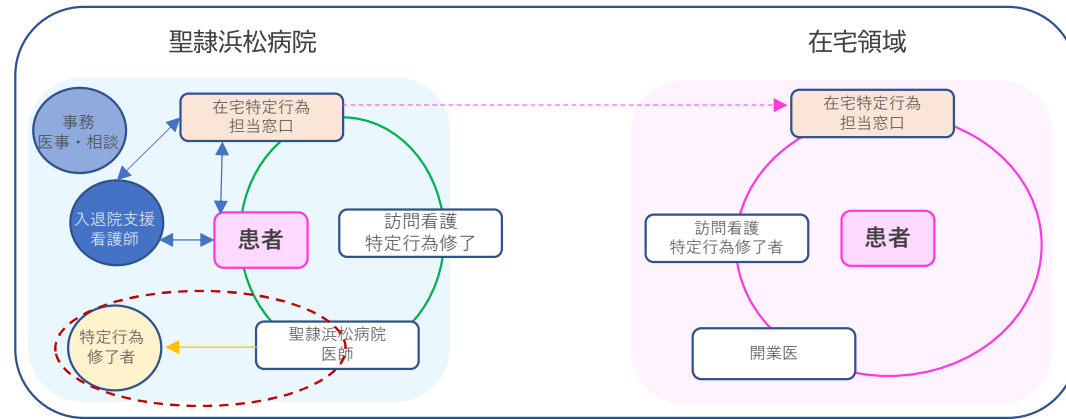
医療機関との連携 聖隷浜松病院と訪問看護の連携強化

現在の連携体制

2021年10月～2023年7月
13件の手順書発行

- 情報が一か所に集約されていない
- 目的が共有されていない

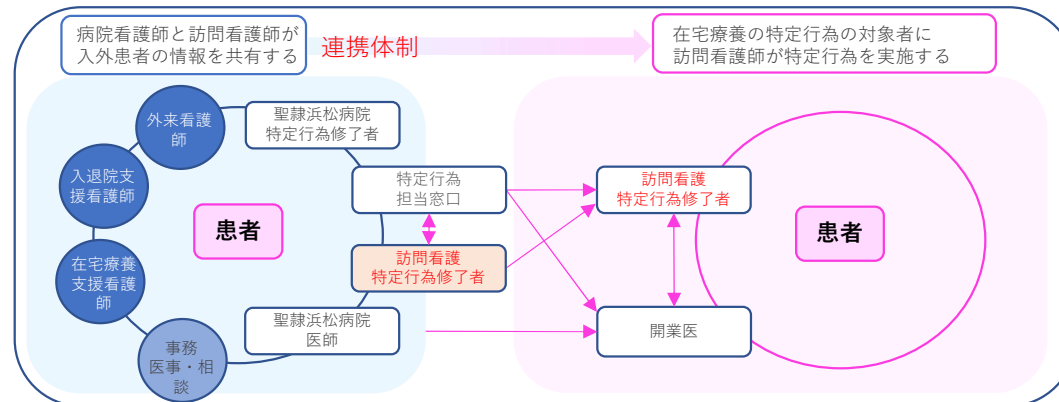
役割の属人化



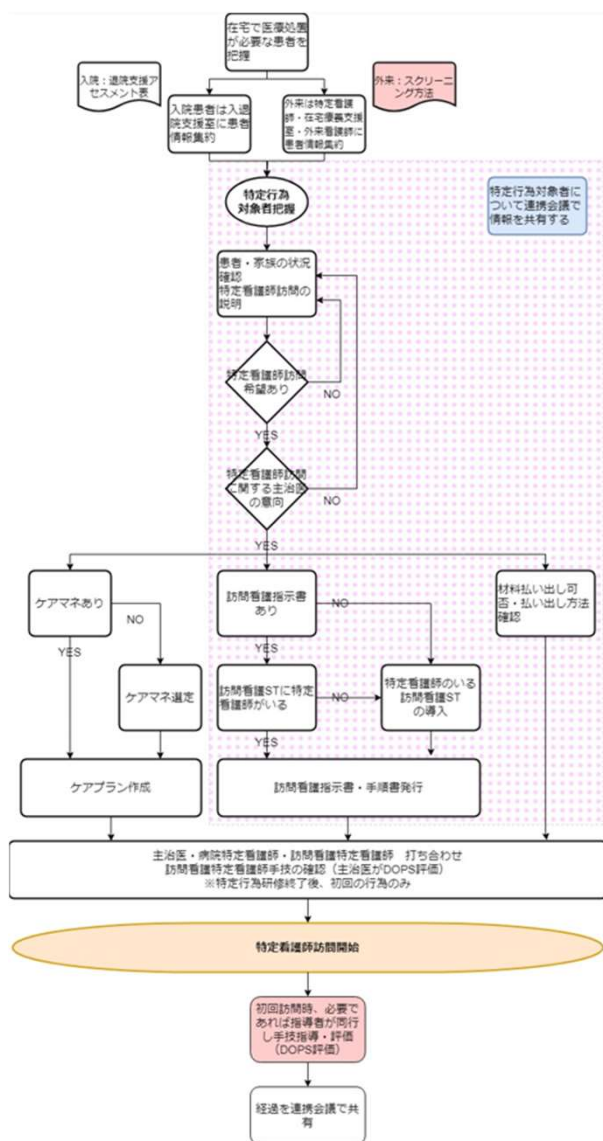
医療が必要な在宅療養者に訪問看護師が特定行為を実施する 聖隷浜松病院—訪問看護連携強化

目指す姿

- 病院看護師と訪問看護師が入外患者の在宅療養に関する情報を共有
- 病院の特定行為研修修了者から訪問看護師の特定行為研修修了者へつなぐしくみ



医療機関との連携 特定行為対象者を地域につなげるためのフロー(案)



医療機関との連携における課題

- 地域で特定行為研修修了者を活用するための具体的な手順が明確になっていない
- 医療機関では特定行為が必要な患者の退院調整の経験が少ないところが多い
- 外来に通院している患者が在宅療養に切り替えるタイミングのタイムリーな把握が難しい
- 在宅での特定行為対象者が必ず在宅に移行できるとは限らない
(物品の払い出し、診療材料・医薬品の保管 など)

- 訪問看護師が初めて特定行為を実施する場合
- 医師が初めて特定行為を訪問看護師に依頼する場合

医師の信頼を得るプロセスを加えることも重要
主治医が修了者の手順をDOPSで評価するなど

まとめ

